

## 地域の保健福祉施策の充実について

地域において、穏やかで豊かに暮らせる地域社会を構築するため、地域医療の確立や、少子化対策など、都市自治体が取り組むべき課題が山積しているが、地方における取り組みには財政面で限界があることから、次の事項について国による財政措置を講じるよう要望する。

- 1 医療法に定める「地域医療支援病院」の要件を満たす、地域の中核となる病院については、民間病院であっても、地域医療を守る観点から健全な経営を確立することが必要であることから、施設の改修や耐震改修、移転費用等に対する国による補助制度を拡充すること。
- 2 平成22年度まで措置されている妊婦健診の公費助成費用については、平成23年度以降も、引き続き国による財源措置を継続すること。
- 3 社会福祉施設整備事業のうち、児童館・児童センターの施設整備、放課後児童クラブ施設の施設整備については、補助基準額が実態を反映していないため、市町村に超過負担が生じていることから、補助基準額の引き上げを行うこと。また、国庫補助金については、必要かつ十分な予算を確保すること。
- 4 公立保育所の運営を充実・安定させるためには、十分な財源措置が必要であることから地財措置を充実すること。また、用地の取得費用について、助成制度を創設すること。
- 5 国民健康保険事業は、長引く不況により被保険者の所得が減少していることに加え、今年度の診療報酬改定により医療費が増加したことにより、大幅な財源不足が生じる見込であり、事業の安定的持続的な運営に支障を来す状況となっている。特別会計による運営が義務づけられている国民健康保険事業への一般会計からの法定外繰入について、限界があることから国による財政支援を増額すること。